

行橋市中小企業者原油価格・物価高騰等対策支援金 Q&A

令和4年10月作成

Q1 大企業は対象となりますか？

A1 対象となりません。中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業主を含む。）が対象です。

（交付対象者については申請要領（P2、P3）をご確認ください。）

Q2 法人とはどのようなものが対象ですか？

A2 中小企業基本法上の「会社」を指し、これは会社法上の「会社」及び会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっていると認められると定義されている下記の土業法人と定義されています。具体的には、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、（特例）有限会社、弁護士法に基づく弁護士法人、公認会計士法に基づく監査法人、税理士法に基づく税理士法人、行政書士法に基づく行政書士法人、司法書士法に基づく司法書士法人、弁理士法に基づく特許業務法人、社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人、土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人が該当します。ただし、他の支援金の交付対象者となっている場合など、業種によっては本支援金の対象外となる場合があります。

Q3 フリーランスの事業で自己の所有（又は）賃貸している事業所等持っていないが、対象となりますか？

A3 フリーランスで事業を行っている場合、市内に住所があり、確定申告書において事業収入があるなど、事業の実態が確認できるときは、対象となります。ただし、主たる収入が雇用契約に基づく給与又は公的年金等である場合は、対象となりません。

Q4 不動産賃貸業のみを行う個人事業主は対象となりますか？

A4 不動産賃貸業を営む個人事業主については、市内に事業所（事務所・店舗等）を有しており、業として営んでいると認められる場合に限り対象となりますが、Q2と同様に、主たる収入が雇用契約に基づく給与又は公的年金等である場合は、対象となりません。

なお、業として営んでいるとは、年間事業所得が120万円以上（一月あたり10万円以上）ある場合とします（ただし、同居の家族を含めた人数が1人増えるごとに54万円（一月あたり4万5千円）を加算します。2人の場合（本人+同居1名）であれば120万円+54

万円＝174万円以上あるとき、3人の場合（本人＋同居2名）であれば120万円＋54万円×2＝228万円以上あるときが対象となります。）。

また、業として営んでいることが確認できる書類として確定申告書に添付する収支内訳書（不動産所得用）などを添付してください。

Q5 申請の様式はどこでもらえますか？

A5 市HPからダウンロードまたは市商業観光課及び行橋商工会議所にて申請様式を配布します。

Q6 会社法人等番号とは何ですか？

A6 「会社法人等番号」とは、現在（履歴）事項全部証明書の上欄に記載されている12桁の番号です。

（例）0000-20-402133 （4桁・2桁・6桁の12桁）

Q7 業種には何を書けばよいですか？

A7 日本標準産業分類（平成25年10月改定）の大分類を記載してください（中分類や、現在（履歴）事項全部証明書に記載の事業内容や開業届・営業許可証に記載の業種など中分類相当の記載でも可）。なお、農業・林業（A）、漁業（B）や、医療、福祉（P）、運輸業（H）等の市が交付する他の支援金等の交付対象者に該当するものや、サービス業（R）で政治・経済・文化団体、宗教団体等に該当するものは対象外となります。

日本産業分類の大分類については次のQ8もご確認ください。

Q8 日本標準産業分類について知りたいのですが？

A8 日本標準産業類（平成25年10月改定）の大分類は、下記のとおりです。詳細については、総務省HPや政府統計ポータルサイト（e-Stat）をご確認ください。

- A 農業、林業（対象外）
- B 漁業（対象外）
- C 鉱業、採石業、砂利採取業
- D 建設業
- E 製造業
- F 電気・ガス・熱供給・水道業
- G 情報通信業
- H 運輸業、郵便業（市からの原油価格・物価高騰等対策の支援金交付対象者は対象外）

- I 卸売業、小売業
 - J 金融業、保険業
 - K 不動産業、物品賃貸業
 - L 学術研究、専門・技術サービス業
 - M 宿泊業、飲食サービス業
 - N 生活関連サービス業、娯楽業
 - O 教育、学習支援業
 - P 医療、福祉（市からの原油価格・物価高騰等対策の支援金交付対象者は対象外）
 - Q 複合サービス事業
 - R サービス業（他に分類されないもの）（政治・経済・文化団体、宗教団体等は対象外）
 - S 公務（他に分類されるものを除く）（対象外）
 - T 分類不能の産業
- ※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、それらに類似する業種は、いずれの分類においても対象外となります。

Q9 個人事業主で、所得税がかからないため、確定申告の必要がないと言われ、申告をしていない場合、どうすればよいですか？

A9 市県民税については、収入の多寡にかかわらず申告を行うことができますので、市県民税の申告をした後、当該申告書（受付印のあるもの）を添付してください。市県民税の申告は、市税務課市民税係で行うことができます。

Q10 創業後間もないため、確定申告書を提出できない場合、どうすればよいですか？

A10 確定申告書の代わりに、下記の書類を提出してください。

（法人）

開業日以後、令和4年8月28日以前に事業を開始していたことが確認できる、下記の書類

- (1) 事業実態があることが客観的にわかる資料（営業許可証、店舗の写真等）
- (2) 帳簿類（売上台帳等）

（個人事業主）

令和4年1月1日以降に創業していること、及び令和4年8月28日以前に事業を開始していたことが確認できる、下記の書類

- (1) 開業日が確認できる資料（開業届、店舗賃貸借契約書等）
- (2) 事業実態があることが客観的にわかる書類（営業許可証、店舗の写真等）

(3) 帳簿類（売上台帳等）

※ 帳簿類は、令和4年7月～9月分を提出してください。

Q11 法人成りして間もないため、法人の確定申告書が提出できない場合、どうすればよいですか？

A11 法人成り後、確定申告時期を迎えておらず、確定申告書がない場合は、個人事業主としての令和3年分の確定申告書（青色申告の場合は令和3年分の確定申告書B第一・第二表及び青色申告決算書、白色申告の場合は令和3年分の確定申告書B第一・第二表及び収支内訳書）の写しを提出してください。その他の提出資料は法人としての必要書類を提出してください。

Q12 他に支援金や助成金などを受給している場合や、これから支給を受けようとする場合、本支援金の申請できますか？

A12 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化、コロナ禍における原油価格・物価高騰等に対する支援については、市の各部署においてそれぞれが担当する分野で支援を行っておりますので、二重給付を避けるため、以下に掲げる事業の支援金等の交付対象者は、受給の有無にかかわらず、本支援金の申請はできません。

- (1) 行橋市原油価格・物価高騰等対策に伴う医療機関支援金給付事業
- (2) 行橋市原油価格・物価高騰等対策に伴う障がい者施設助成事業
- (3) 行橋市原油価格・物価高騰等対策に伴う介護施設助成事業
- (4) 行橋市原油価格・物価高騰等対策に伴う保育施設助成事業
- (5) 行橋市地域公共交通原油価格高騰対策支援事業
- (6) その他の市が交付するコロナ禍の長期化及びコロナ禍における原油価格・高騰等に対する支援事業

本支援金の給付を受けた後にこれらの支援金等の給付を受けた場合、本支援金については返還していただきます。

なお、これらの支援金以外の他の支援金を申請できるかについては、それぞれの支援金の申請先にご確認ください。

Q13 本支援金は課税対象ですか？

A13 本支援金は、所得税又は法人税の計算上、収入に計上する必要がありますが、支援金を含めた収入の額が経費よりも少ない場合など、必ずしも納税額が生じるわけではありませんので、確定申告の際は税務署や税理士などにご相談ください。

Q14 証明書類はいつ以降に発行されたものであればよいですか？

A14 現在（履歴）事項全部証明書は、申請日から3か月以内に発行されたものに限りま

す。確定申告書の代用として提出する納税証明書（税務署発行分）については、当該年のものであれば、発行日は問いません（法人については直近の法人税確定申告書に係る納税証明書、個人事業主については令和3年分の確定申告書に係る納税証明書）。

市税（個人事業主で市外に住所がある場合は当該市町村税を含む。）の滞納のない証明書は、申請日から1か月以内に発行されたものに限りま

す。市内に事業所があることがわかる書類として提出する、建物の登記事項証明書については、令和4年に発行されたものあれば発行日は問いません。

その他、本支援金事業の執行に際し、適宜更新します。

上記で確認できない質問につきましては、**行橋市中小企業者支援金窓口（TEL:0930-25-1111（内線 1219・1222））**にお問い合わせください。